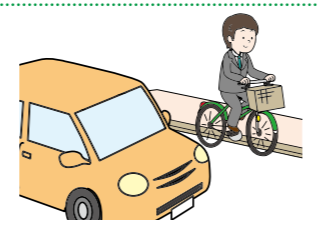


自転車安全利用五則を守りましょう。

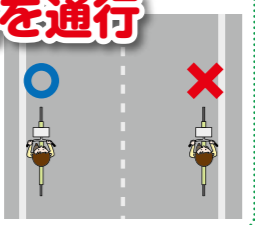
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



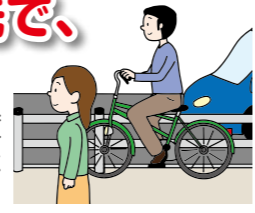
② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

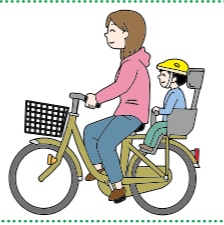


④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



前回号で軽く触れている部分もあります。復習の意味も兼ねて、ルールへの理解を深めてくださいね!!



私たちが生活するうえで、最も手軽で身近にある乗り物「自転車」。この自転車が「くるま」の仲間であることを、皆さんはご存じでしたか。
近年、自転車の交通違反による事故が多発し、社会問題となつていきます。このような背景を受けて、本年6月、道路交通法が改正されました。これまでの何気ない行為が、これからは違反行為として罰則を科される恐れがあります。交通ルールを正しく理解し、安全運転に努めましょう。



自転車ルールが大きく変わりました

「自転車運転するあなたは、交通事故の危険性と常に隣り合わせ。被害者にも加害者にもなり得ることを忘れないで」

今回の改正で取り締まりの対象となるのは、14歳以上の全ての自転車利用者です。
子どもを事故から回避させるためにも、親子そろってご確認ください。

罰則・罰金はどう変わるの？ 無視したらどうなる？

危険行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、公安委員会の命令を受けてから3カ月以内の指定された期間に、「安全講習」を受講する義務があります。
安全講習は、自転車運転の危険性を認識させ、自主的に安全運転を行うよう促すためのものです。
講習時間は3時間で、講習手数料として5700円(標準額)の支払いが義務付けられています。
公安委員会から安全講習の受講命令を受けたにもかかわらず、無視して受講しなかった場合は事件扱いとなり、裁判所へ呼び出されたうえで、5万円以下の罰金が科されます。

今回の法改正で、危険行為に指定されたのは？ 指定されたのは？ 14種類です。

- ① 信号の指示を無視すること
- ② 道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- ③ 歩道を徐行せずに通ること
- ④ 自転車専用レーンの枠外を通ること
- ⑤ 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
- ⑥ 閉じようとしている、または閉じている踏切内への立ち入り
- ⑦ 交差点で優先されている車両の通行を妨げること
- ⑧ 交差点で車両の通行を妨げるように右折すること
- ⑨ 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうこと
- ⑩ 一時停止の指定がある場所ではないこと
- ⑪ 歩道で歩行者の通行を妨げること
- ⑫ ブレーキが利かない、または壊れた自転車の運転
- ⑬ 飲酒からの自転車運転
- ⑭ 前方不注意などのさまざまな行為

■その他に注意することは？

自転車に乗るときの基本ルールである「自転車安全利用五則」(左図)はもとより、普段よく見かける、次の違反行為にも十分注意しましょう。
① 傘を差しての自転車運転
*雨の日に自転車に乗る場合には、レインコートの着用が必須です。
② 携帯電話を使用しながらの自転車運転
③ イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転
④ ブレーキを備えていない、または不備のある自転車の使用
*一時期流行したノーブレーキピスト自転車は違反車両となります。必ず、指定された場所で使用しましょう。



【問合せ先】薩摩川内警察署 交通課
☎(20)0110
本庁防災安全課危機管理G
☎(23)5111(内線4931)

■交通ルールを無視したことによる自転車事故の損害賠償の事例です。

- (事例1) 男子高校生が自転車歩道から車道を斜め横断し、対向車線側を、同じく自転車で直進してきた男性社員と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
損害賠償9266万円
- (事例2) 小学5年生の少年が夜間に自転車で走行中、歩行中の女性(64歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。
損害賠償9521万円
- (事例3) 自転車に乗りながら携帯電話の画面に気を取られ、歩行者に衝突。歩行者は歩行困難となる障害が残った。
損害賠償5000万円

このように、自転車による交通事故でも高額な損害賠償を請求される場合があります。さらに、刑事上の責任(懲役・罰金など)を問われるケースもあります。加害者が未成年の場合、損害賠償を請求されるのは保護者です。ちょっとした心の油断が、家族の人生を狂わせることになり得ます。身近な乗り物だからこそ、みんながルールを守って、正しく安全に利用したいですね。